

地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等

令和3年11月29日

福島県森林計画課

「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
 - (1) 縦覧及び意見募集期間 令和3年10月18日～11月19日（31日間）
 - (2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 別紙1のとおり。（6件）
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。
- 4 東北経済産業局長 別紙2のとおり。（1件）
- 5 県の関係部局 別紙3のとおり。（2件）
- 6 森林審議会委員からの事前意見 別紙4のとおり。（9件）

【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

- 1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	<p>「阿武隈川」 P.12、13 II 計画事項 第3 森林に整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項 ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法</p>	<p><古殿町> 皆伐の内容及び標準的な方法について「20ha」という値が記載されていると森林経営計画外の伐採届でも20haまでは皆伐可能ととらえられるため、記載をなくしていただきたい。 また、残す際には保残帯の基準も記載していただきたい。</p>	<p><森林計画課> 皆伐面積の限度については、森林法施行規則において森林経営計画及び水源かん養保安林で20haを越えないよう規定されております。それらを参考としながら、その他の森林についても、森林の有する公益的機能の確保のために適切な伐採を行う必要があるとの考えで記載しております。 また、保残帯については、「伐採跡地の連続性の回避」において、伐採の空間的、時間的な分散を図るために少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すると記載しております。</p>
2	<p>「阿武隈川」 P.12 II 計画事項 第3 森林に整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採に関する事項 ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法</p>	<p><古殿町> 伐採地の30%の面積(例:広葉樹1.4ha、スギ0.6haの森林に対してスギのみ0.6haの一団)を伐採する際に間伐として伐採届出を提出する例が多くみられるため、皆伐・択伐・間伐のイメージ図を記載していただきたい。</p>	<p><森林計画課> 主伐は更新を伴う伐採を指しており、皆伐と択伐に区分されます。択伐は伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、ご意見の事例はスギの皆伐となるため、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」を参考に伐採届出制度の適切な指導をお願いいたします。</p>
3	<p>「会津」 P.39 II 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 (3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p>	<p><下郷町> 現状小規模林地開発については市町村から県へ報告等を行っているが、林地開発については市町村に情報が共有されていない状態である。 住民からの問い合わせや森林の適正管理の上でこれらの情報共有が大変重要である。 よって市町村と連携し林地開発許可制度を運用していく旨の加筆をするべきである。</p>	<p><森林保全課> 林地開発の許可にあたっては、森林法第10条の2第6項に基づき、関係市町村長の意見を聴かなければならないとされております。また、許可等の決定の際には、処分内容について、意見を聴取した関係市町村長に対し、通知するものとしております。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
4	「会津」 P.42 Ⅱ 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (1) 森林病虫害等の被害対策の方針	<下郷町> 森林病虫害の被害について市町村の単独で対策するだけでは被害拡大を抑えられず、被害のある市町村でも対策に温度差がある状態である。 よって広域的に目標を立て、一体として対策する旨の加筆をするべきである。	<森林保全課> 「森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項」に記載のとおり、森林病虫害等の発生予防と拡大防止対策については地域と連携を図りつつ総合的に推進するものとしております。 引き続き各市町村の予算状況を考慮して、予防と駆除を組み合わせた対策をしたいと考えております。
5	「会津」 P.46 Ⅱ 計画事項 第7 その他必要な施業 1 保安林その他制限林の施業方法	<下郷町> 別紙1(P200～201)のとおり保安林の指定施業要件のうち間伐に関して、10分の3.5が上限となっているが、未だに保安林によって10分の2に設定されている箇所が多い。 個別に指定施業要件の基準の変更を行っているが、別紙1で記載している以上、森林整備の推進及び森林の適正管理の上でも保安林全域での基準の統一が必要である。 よって全域での指定施業要件見直しを行い、森林の適正管理を行う旨加筆が必要である。	<森林保全課> 保安林の指定施業要件については、平成13年の森林法施行令及び森林法施行規則の改正において基準が見直されたことに伴い、計画的かつ円滑な変更事務が求められております。 森林法第33条の2において定められた事務手続き上、個別毎の対応が必要であり、一括した変更手続きはできませんが、令和2年度から令和11年度までを見直し計画期間とし、順次変更手続きに取り組んでおります。

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
6	<p>「会津」 P.8 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項 (2) 森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>＜南会津町＞ 会津地域では、民有林面積のうち、人工林の割合が比較的low(約23%)、約70%が広葉樹の天然林(広葉樹林)で占められています。これらの広葉樹林は皆伐後の天然更新(萌芽による更新を含む)によって森林が更新されているものです。広葉樹林の割合が高い地域では、これらの広葉樹を活用することは地域の林業にとって重要なことだと考えられます。 また、広葉樹林の整備は有害鳥獣対策にとっても重要なことです。このような状況から、南会津町ではスギ・カラマツ等の針葉樹のみならず、広葉樹林を活用した林業の活性化に取り組んでいるところです。 このため、活用可能な広葉樹林における保育や路網整備等の事業が進められるようになっているのか確認したいとともに、これらの事業への支援を充実させていただきたい。</p>	<p>＜森林整備課＞ 造林補助制度(森林環境保全直接支援事業等)を活用して、広葉樹林を対象とした更新伐、樹下植栽、除伐、保育間伐等の森林整備に加え、これらの森林整備を実施するための森林作業道の整備に対し補助を受けることができます。 なお、支援制度の充実につきましては森林経営計画の対象とすることで、標準単価の68%補助となります。</p>

別紙2

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1		<p><東北経済産業局> 計画区域内に発電所が所在している場合には、発電事業に支障ないよう留意すること。</p>	<p><森林計画課> 「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」P10に記載のとおり、適切な管理を行い、災害防止等に努めます。</p>

別紙3

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	「会津」 P149-P151 別表8 保安林その他制限林 の施業方法	<p><砂防課> 別記に砂防指定地の施業方法と急傾斜地崩壊危険区域の施業方法を追加すること (案) (砂防指定地の作業方法) 伐採にあたっては、福島県砂防指定地等管理条例に基づき知事の許可が必要である。 (急傾斜地崩壊危険区域の施業方法) 伐採にあたっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事の許可が必要である。</p>	<p><森林計画課> ご意見のとおり追記します。</p>
2	「会津」	<p><都市計画課> 田代山等の斜面崩壊地の復旧対応について記載 (理由) 崩壊した土砂等が、下流部の土地利用に影響を及ぼすため</p>	<p><森林保全課> 田代山の崩壊地については国有林となっています。 なお、斜面崩壊地については山腹工により治山施設を整備して復旧対応しており、P40「(3)治山事業の実施に関する方針」にその旨記載しています。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1		<p><遠藤委員> 森林は地球温暖化防止に向けた脱(低)炭素社会の実現に重要な役割を果たす資源でありますことから、これから脱(低)炭素社会の実現に向けた取組を進めていくためにも、本計画に「森林吸収源対策の推進」といった文言を明記するべきと考えます。</p>	<p><森林計画課> 当計画書に以下のとおり追記いたします。</p> <p>Ⅱ,第3,6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (6)その他必要な事項</p> <p>ウ 持続的な吸収源対策 持続的な吸収源対策に向けて、森林施業の集約化などによる効率的な間伐等の実施、エリートツリーの種苗生産体制の確立等に努めることとします。</p>
2	<p>「会津」 P.8 Ⅱ 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的事項 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項 (2)森林整備及び保全の基本方針</p>	<p><大宅委員> 会津地域では、民有林面積のうち、人工林の割合が比較的低く(約23%)、約70%が広葉樹の天然林(広葉樹林)で占められています。これらの広葉樹林は皆伐後の天然更新(萌芽による更新を含む)によって森林が更新されているものです。広葉樹林の割合が高い地域では、これらの広葉樹を活用することは地域の林業にとって重要なことだと考えられます。</p> <p>また、広葉樹林の整備は有害鳥獣対策にとっても重要なことです。このような状況から、南会津町ではスギ・カラマツ等の針葉樹のみならず、広葉樹林を活用した林業の活性化に取り組んでいるところです。</p> <p>このため、活用可能な広葉樹林における保育や路網整備等の事業が進められるようになっているのか確認したいとともに、これらの事業への支援を充実させていただきたい。</p>	<p><森林整備課> 造林補助制度(森林環境保全直接支援事業等)を活用して、広葉樹林を対象とした更新伐、樹下植栽、除伐、保育間伐等の森林整備に加え、これらの森林整備を実施するための森林作業道の整備に対し補助を受けることができます。</p> <p>なお、支援制度の充実につきましては森林経営計画の対象とすることで、標準単価の68%補助となります。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
3	「会津」 P.36 Ⅱ 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (2) 森林経営計画管理制度の活用の促進に関する方針	<遠藤委員> 平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理事業について、各市町村における取組(業務)が円滑に遂行できるよう適切な指導・助言または人的・財政支援を望みます。	<森林計画課> 森林経営管理制度が各市町村で円滑に遂行できるよう、県の支援策を活用できる市町村支援プログラムの対象としており、技術的な支援について各農林事務所で個別に対応しています。また、林業アカデミーふくしま短期研修では、森林経営管理制度に係る市町村等実務者研修を実施しており、引き続き適切な指導・助言を行ってまいります。
4	「会津」 P.41 Ⅱ 計画事項 第4 森林の保全に関する事項 3 鳥獣害の防止に関する事項 イ 鳥獣害の防止の方法に関する指針	<今野委員> 会津地域の計画には、鳥獣害の部分にニホンジカの記載(P41)があるのですが、それ以外の地域には、それがありません。その理由はあるのでしょうか。 5か年の計画の中で、分布域が拡大することも懸念されるため、特に阿武隈、奥久慈は入れておいた方がよいのではと思いました。	<森林保全課> 会津では、少ないながらもR2年度にニホンジカによる林業被害が確認されたため文言を記載しております。 なお、他の地域においても、目撃や生息状況を勘案し、早期の被害発見、早期の予防対策のためにも、同様に文言を追記いたします。
5	「会津」 P.44 Ⅱ 計画事項 第6 計画量等	<遠藤委員> 次期計画における間伐面積を、19,330haと計画しましたが、 今期計画における間伐面積(実績)をお示ください。	<森林計画課> 現計画の前半5年間(H29～R3)での間伐面積については、7,245haとなります。(福島県森林・林業統計書により算出) 現計画の計画期間10年間(H29～R8)で推計した場合、その倍となるため14,490haと見込まれます。

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
6	「会津」 P.180 参考資料 (8) 荒廃地等の面積	<p><酒井委員> こちらのデータは何年度のものか教えてください。</p> <p>「荒廃危険地」において「概成」されてあるものもありますが、今後の対策やそれにより計画が変更になっていることとか、計画に影響していることとかがあったら教えてください。</p>	<p><森林保全課> 記載されているデータは令和2年度末時点のデータです。概成地区については、今後巡視等により施設状況等を調査し、必要な場合は機能強化・老朽化対策等を検討していきます。</p>
7	「会津」 P.181 参考資料 (9) 森林の被害	<p><酒井委員> 松くい虫やカシノナガキクイムシの被害が増えています。現在の被害状況や対策等を教えてください。</p>	<p><森林保全課> 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止並びに健全な森林の育成に努めるものとします。</p> <p>また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。</p>
8		<p><田子委員> 育成複層林について 各所に育成複層林に誘導するとの文言(P.13など)や、択伐との記載がなされているが、文章的には綺麗で、理想とするところですが、実際の管理(下木への照度、残存木の伐採等)はかなり高度の認識と技術を要すると思うが、県としての確な指導がなされるのか。</p>	<p><森林計画課> <森林整備課> 複層林への誘導について、点状に伐採する方法については、県において施業技術指針を定めているところですが、その他にも帯状や群状による方法、天然力を利用して広葉樹を導入する方法などもあります。植栽により、帯状群状複層林を民有林で実施した例は少ないですが、森林の有する多面的機能の持続的発揮を目的に行う要望があれば、必要な技術の情報収集・提供を行っていきます。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
9		<p><田子委員> 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について」は、持続的な森林環境を整える観点から、人工造林は大事と考えるが、その判断はいつの時点で、誰が行うのか。</p>	<p><森林計画課> 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」は各市町村が策定する市町村森林整備森林計画において、当該森林の区域、区域設定に係る基準を定めております。 また、市町村森林整備計画は5年に1度計画の見直しを行っております。</p>